平成３０年（フ）第３９号
千葉県八千代市八千代台東１丁目２番地12
破産者　株式会社雲龍
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第４０号
千葉県市川市原木１丁目６番15号　（サニーホーム106号）
破産者　榎本　洋平
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第６１号
千葉市若葉区高品町1585―21　ハイネス高品、住民票上の住所千葉市中央区問屋町３番１号　サンクレイドル千葉中央508号
破産者　岩瀬　幸江
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３１７号
愛知県一宮市緑３丁目１番20号
破産者　広瀬毛織株式会社
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第８３号
茨城県つくば市妻木1514番地
破産者　有限会社桜メタル工業
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第２１５２号
横浜市西区浅間町５―387―５　荻窪ビル１階、商業登記簿上の本店所在地横浜市保土ケ谷区宮田町１丁目６番地10
破産者　株式会社カイエン
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８８３号
横浜市都筑区東山田２丁目20番20号アダージョ東山田103
破産者　株式会社ヴァントラドガード
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３８号
愛知県豊橋市栄町92番地１
破産者　株式会社サンホーム
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第２０６４号
福岡市城南区梅林５丁目23番13号
破産者　草場　荘太
1　決定年月日　平成30年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１０号
福岡市博多区奈良屋町６番34―202号
破産者　松尾　直子
1　決定年月日　平成30年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７３３号
福岡市東区唐原４丁目４番12―203号
破産者　橋本　和紀
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１６号
福岡市南区長丘３丁目７番１―502号
破産者　中津　敏雄
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８８０号
仙台市太白区八本松１丁目７番22号　レオネクスト八本松103、従前の住所福島県いわき市中央台高久１丁目14番地の３　エトワールリセⅡ102
破産者　大鶴　豊文
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第８８４号
宮城県塩竈市字伊保石２番地439　シャーメゾンヴューコーストＢ―102号
破産者　吉田　　恵
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９０３号
仙台市泉区南光台４丁目31番17号
破産者　杉山　真悟
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４２６号
茨城県水戸市元吉田町2277番地の30
破産者　吉冨　　忍
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１７４号
茨城県北相馬郡利根町大字早尾300番地39
破産者　盛山　克六
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１８１号
茨城県取手市白山８丁目９番48号、前住所千葉県柏市南増尾６丁目５番16号
破産者　竹内　栄一
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係